

（速度計）

**第 285 条** 速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第 65 条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 速度が km/h で表示されないもの

ロ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

ハ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

ニ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

二 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、原動機付自転車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ 平成 18 年 12 月 31 日までに製作された原動機付自転車にあつては、原動機付自転車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の原動機付自転車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪及び三輪以外の原動機付自転車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10 (V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、原動機付自転車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(2) 二輪及び三輪の原動機付自転車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10 (V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、原動機付自転車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

ロ 平成 19 年 1 月 1 日以降に製作された原動機付自転車にあつては、イの規定にかかわらず、原動機付自転車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の原動機付自転車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないもの。

(1) 二輪及び三輪以外の原動機付自転車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10 (V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、原動機付自転車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

- (2) 二輪及び三輪の原動機付自転車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10 (V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、原動機付自転車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）